

# 場面に応じた 感染対策を行いましょう!

point 1

## メリハリをつけたマスク着用を

飛沫を意識して、場面ごとにマスクを着けたり・外したりする  
“メリハリのあるマスク習慣”をお願いします。

場面ごとのポイント



**屋外** マスクを外して大丈夫

- ・会話の際は、**距離**を取ってください。
- ・距離を取ることが難しい場合は、マスク着用を!

**熱中症予防のポイント**

屋外での農作業や運動などの際は、周囲との距離を確保の上、マスクを外す  
※こまめな水分補給も重要です

**屋内** 基本的にマスク着用を!

- ・人との距離が確保でき、ほとんど会話しない場面では、例外的にマスクを外して大丈夫。

例：図書館で一人で読書など

**運動時のポイント**

距離をとれば運動時は必要ないが、休憩時や更衣室ではマスク着用を忘れずに!

## 感染防御型 With コロナ のポイント

琴浦町では、Withコロナを前提とした感染対策や新しい生活様式にあわせた取組みや事業活動により、  
感染の広がりを抑えながら  
社会経済活動を推進します。

point 2

## 県外往来は 感染対策をしっかりと

- ・マスクの着用など基本的な感染対策を徹底する
- ・繁華街や人混みなど、感染リスクの高い場所は避ける
- ・飲食の際は、感染対策が徹底された店舗を利用する
- ・外出先の自治体が出している  
**メッセージや情報**を踏まえて行動する
- ・体調が悪いときは、無理をせず  
県外との往来は避ける
- ・帰県後は、積極的に**無料検査**を受ける

無料検査については  
こちら



point 3

## 家庭や職場で 「感染防御型Withコロナ」 の対策を

Withコロナに対応した  
職場環境づくりを  
お願いします。

職場環境

- 1 感染対策の取れた執務室
- 2 低リスクな勤務形態(交代勤務など)
- 3 Withコロナの働き方(テレワークなど)
- 4 事業継続への備え(感染時の応援体制など)

家庭環境

- 1 家に帰ったらまずは手洗い・うがい
- 2 家庭内でもこまめな換気
- 3 食事の場面  
\*大皿を避け、個々に配膳を  
\*食器や箸の共用を避ける
- 4 なるべく共用は避ける  
\*特にタオル、歯磨粉、コップなどは共用しない  
\*歯ブラシは個別に保管  
\*共用部分はこまめに消毒
- 5 体調不良時は無理しない  
\*少しでも体調の悪い方がいる場合は、通勤・通学・通園を控え、  
かかりつけ医、または受診相談センターに相談を!

## 琴浦町の取り組み

### Q. 感染防止対策は?

- A. 自治会活動を継続的に行っていただけるよう  
**エアコン整備などを補助**します。
- A. オンラインで体育館などの公共施設の予約ができるよう  
**システム導入**を行います。  
オンラインによる非対面での予約が可能となります。



新型コロナ関係の  
支援策やお知らせは  
こちらからも  
ご確認ください

### Q. 地域経済対策や物価高騰に対する支援は?

- A. 町内の消費喚起のため**プレミアム付き「地元商店応援券」**を発行します。また、応援券を発行することで町民生活を支援します。  
> 詳しくは裏面を!
- A. こども園、学校の給食食材も高騰していますが、高騰分の給食費は、**町が負担**します。
- A. 生活困窮者に対して**光熱費助成**を県と協調して行います。> 詳しくは裏面を!
- A. 子育て世帯に対して一人につき**1万円の「ことうら商品券」**を配布します。> 詳しくは裏面を!
- A. 令和4年度中に生まれた新生児には、**10万円を支給**します。> 詳しくは裏面を!
- A. 畜産経営の**飼料や燃料代**の高騰に対する支援を行います。(生産者団体などを通じて支援)
- A. 中小事業者向けに燃油高騰にかかる融資に対する**3年間の利子補給**を行います。



琴浦町HP 新型コロナウイルス感染対策特設ページ  
www.town.kotoura.tottori.jp/docs/2020030300039/

琴浦町 コロナ



# 琴浦町の支援策

## 感染防止支援

### コロナ禍における自治会支援事業

自治会が感染予防の対策として集会施設の空気環境整備のための備品や、消耗品を購入する経費の一部を助成します。

問合せ先 総務課 0858-52-2111

対象：町内自治会

対象備品・消耗品：空気環境整備備品、空気清浄機能または換気機能付エアコン、空気清浄機、網戸（取付・張替）換気扇設置、感染防止消耗品、手指消毒液、アルコールシートなど

助成額：購入費の**3/4**

助成上限額：1自治会あたり 均等割**10万円**に4月1日現在の**世帯数×1,000円**を加えた額

## 町民生活支援

### 生活困窮世帯等光熱費助成事業

最近の燃料の価格高騰を受けて、生活に深刻な影響を受ける生活困窮世帯などに対し光熱費を助成し、生活支援を行います。該当すると思われる世帯には、7月中に申請書類を送付します。

問合せ先 福祉あんしん課生活支援係  
0858-52-1715

対象世帯：○令和4年度住民税非課税世帯

○生活保護受給世帯

○児童扶養手当受給世帯

○特別児童扶養手当受給世帯

○特別障害者手当受給世帯

○障害児福祉手当受給世帯

助成額：**7,000円**

## 町民生活支援

### 未来のことうらっ子応援事業 （新生児支援交付金）

安心して育児ができる環境を整えるため、令和4年度に出生した新生児の保護者に10万円を給付し、コロナ禍での子育てを応援します。

対象者：令和4年**4月1日**～令和5年**3月31日**生まれの新生児

問合せ先 子育て応援課子育て世代包括支援センター  
0858-27-1333

## 町民生活支援

### 子育て世帯を応援！ ことうら商品券配布事業

コロナ禍での子育て世帯の生活を支援するため、高校3年生世代までの子ども1人につき、ことうら商品券1万円分を配布します。

※未来のことうらっ子応援事業の対象となる方は対象外

問合せ先 子育て応援課 0858-52-1709

## 町民生活支援

### 住宅の修繕・改修助成事業

コロナ禍において建築資材が高騰する中、住宅の修繕・改修にかかった費用の一部を助成します。

問合せ先 建設住宅課 0858-55-7805

対象者：町内在住者で世帯全員に町税などの滞納がない方  
町内に本社のある業者に依頼された方

対象住宅：町内に自ら居住している住宅  
住宅の修繕、模様替え、増改築などの工事

工事期間：令和4年4月1日以降に着工し、  
令和5年1月31日までに完了報告を提出

助成額：工事費の**10%**（上限10万円）

申込：必要書類を添えて、建設住宅課へ提出

## 町民生活支援・地域経済対策

### プレミアム付き「地元商店応援券」 発行事業

地元商店での買い物の際に利用できる「地元商店応援券」を発行します。

問合せ先 琴浦町商工会 0858-52-2178

対象者：町民

販売額：1セット**7,000円分**（500円券14枚）の応援券を  
→ **5,000円**で販売

※1人5セットまで

※「ことうら商品券」と利用できる店舗が異なります。

※購入方法や対象店舗など、詳しくは商工会発行の折込チラシをご覧ください。（申込受付：7月中旬開始予定）